

秋田都市計画地区計画の決定（秋田市決定）

都市計画秋田新都市老人福祉総合エリア地区計画を次のように決定する。

名称	秋田新都市老人福祉総合エリア地区計画	
位置	秋田市御所野下堤五丁目及び四ツ小屋小阿地字下堤	
面積	約 27.5 ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区を含む御所野台地は、市中心部から南東へ約 8 km に位置する標高 40m 程度の丘陵地である。</p> <p>昭和 58 年度から秋田新都市開発整備事業が進められ、豊かな自然環境を生かした職住近接型のニュータウンが形成されつつあるが、この中で本地区は、広域的な保健・医療・福祉の拠点として整備することが計画されている。</p> <p>本地区計画は、秋田新都市開発整備事業との整合を図りつつ、地区内の土地利用及び建築等の行為を適切に誘導することにより、(仮称) 中央地区老人福祉総合エリア建設計画の実現及び事業効果の維持、増進に資することを目的とする。</p>
	土地利用の方針	<p>広域的な保健・医療・福祉関連施設を集約的に整備するとともに、休憩、散策、運動等の機能を適宜配置し、地区内が自然なりハビリの場、世代を超えた交流の場、生きがいつくりの場となるよう整備する。</p> <p>また、周辺と一体となった良好な都市環境の形成を図るため、既存樹林の保存、敷地内の緑化・修景等に努めるものとする。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区内には、歩車分離の原則のもと、各施設を連絡する車路、通路、駐車場等を整備するとともに、十分な緑地、広場等のオープンスペースを確保する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>保健・医療・福祉拠点地区としての用途の純化を図るとともに、周辺の自然環境や開発整備の基本方針との調和に配慮し、建築物の壁面の位置、形態・意匠等について必要な基準を定める。</p>
地区整備計画に関すること	建築物等の用途の制限	<p>次の各号の一に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法別表第 2 (い) 項各号に掲げる建築物 2 建築基準法別表第 2 (は) 項第 3 号、第 4 号に掲げる建築物 3 水泳場、体育館、集会場その他これらに類するもの 4 前各号に掲げるもののほか、市長が保健、医療又は福祉の増進に資すると認めるもの 5 前各号の建築物に付属するもの
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、都市計画道路 3・3・46 号横山御所野線及び都市計画道路 3・4・52 号南部中央線の道路境界から 3 m 以上離さなければならない。</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物の屋根及び外壁のうち相当部分を占める部分の色彩は、周辺の景観との調和に配慮し、刺激的な色彩を用いないものとする。</p>
備考		

「区域および壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由書

本計画は、秋田新都市開発整備事業との整合を図りつつ、地区内の土地利用及び建築等の行為を適切に誘導することにより、(仮称)中央地区老人福祉総合エリア建設計画の実現および事業効果の維持・増進に資することを目的とするものである。